

議案第8号

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年6月11日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(安全にインターネットを利用できる環境の整備)

第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。

(インターネット利用環境の整備)

第12条の2 保護者は、青少年が有効にインターネットを利用するため、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれか又は犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものに該当すると認める情報（以下「有害情報」という。）について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。以下同じ。）について、フィルタリングの機能（インターネットを利用して得られる情報について、有害情報の受信を防止することを選択することができる機能であって、規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を有するソフトウェア（特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。）の活用（フィルタリングの機能において有害情報の受信を

防止することを選択することをいう。以下この条及び次条において同じ。）により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。

- (1) インターネットを利用する時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。
- (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できること。
- (3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。
 - ア 第11条第1項各号のいずれかに該当する情報
 - イ 犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報
- (4) その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するよう努めるとともに、インターネットに接続されている機器のうち青少年の利用に供するものについては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止しなければならない。

3 インターネットに接続する機能を有する機器を不特定又は多数の者の利用（学校における教育目的での利用を除く。）に供する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならぬ。

(1) 利用する者の年齢を確認できる場合 利用する者の年齢を確認するとともに、青少年の利用に供する機器については、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。

(2) 前号以外の場合 利用に供する機器について、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるとともに、その青少年の利用に供する端末設備について、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用し、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止しなければならない。

3 端末設備を不特定又は多数の者の利用（学校における教育目的での利用を除く。以下この項において同じ。）に供する者は、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならぬ。

(1) 端末設備を不特定又は多数の者の利用に供する者が利用する者の年齢を確認できる場合 利用する者の年齢を確認するとともに、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を青少年の利用に供すること。

(2) 前号以外の場合 フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を不特定又は多数の者の利用に供すること。

4 インターネットに接続する機能を有する機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

5 略

6 知事は、第3項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項（同項第2号に掲げる場合にあっては、第1号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書（以下「改善事項報告書」という。）を提出するよう命ずることができる。この場合において、命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において第3号の期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 有害情報の閲覧又は視聴を防止する方法

4 端末設備又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

5 略

6 知事は、第3項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項（同項第2号に掲げる場合にあっては、第1号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書（以下「改善事項報告書」という。）を提出するよう命ずることができる。この場合において、命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において第3号の期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 有害情報の閲覧又は視聴防止方法

(3) 略

7 略

(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)

第12条の3 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(3) 略

7 略

(携帯電話インターネット接続役務の提供に係る有害情報閲覧防止措置)

第12条の3 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときに限り、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、フィルタリングの機能を有するソフト

- (1) 当該機器において携帯電話インターネット接続役務（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（その変更契約を含む。以下同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を併せて行う場合
- (2) 当該機器が専ら事業のために使用されると認められる場合
- (3) 当該機器の機能又は使用形態から青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴するおそれがないと認められる場合として規則で定める場合

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者は、青少年が使用する携帯電話端末その他の機器において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年

ウェアを活用しない旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、同項の正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（以下「携帯電話インターネット接続事業者」という。）又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続媒介業者等」という。）は、第1項に規定する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提

又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより有害情報の閲覧又は視聴をする機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用してことで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により、インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出をすることができる。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用を条件としない第2項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。

供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続事業者は、第1項の規定によりフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。

5 知事は、事業者が第1項、第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

6 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該事業者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 携帯電話インターネット接続事業者が、前2項の規定に違反したとき。

(2) 携帯電話インターネット接続媒介業者等が、第3項の規定に違反したとき。

6 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続事業者又は携帯電話インターネット接続媒介業者等（以下「携帯電話インターネット接続事業者等」という。）が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。